

建築BIM加速化事業について

令和5年12月

中小事業者が建築BIMを活用する建築プロジェクトについて、建築BIMモデル作成費を上限として支援することにより、建築BIMの社会実装の更なる加速化を図る。

● 事業内容

建築BIMを活用し、一定の要件を満たす建築物を整備するプロジェクト（既存建築物に係るものを含む。）における、設計費及び建設工事費について補助する事業

● 補助対象事業者

民間事業者等（設計者又は施工者）

● 補助額

定額

※設計費は設計BIMモデル作成費、
 建設工事費は施工BIMモデル作成費を上限とする

※延床面積に応じて次の額を上限とする

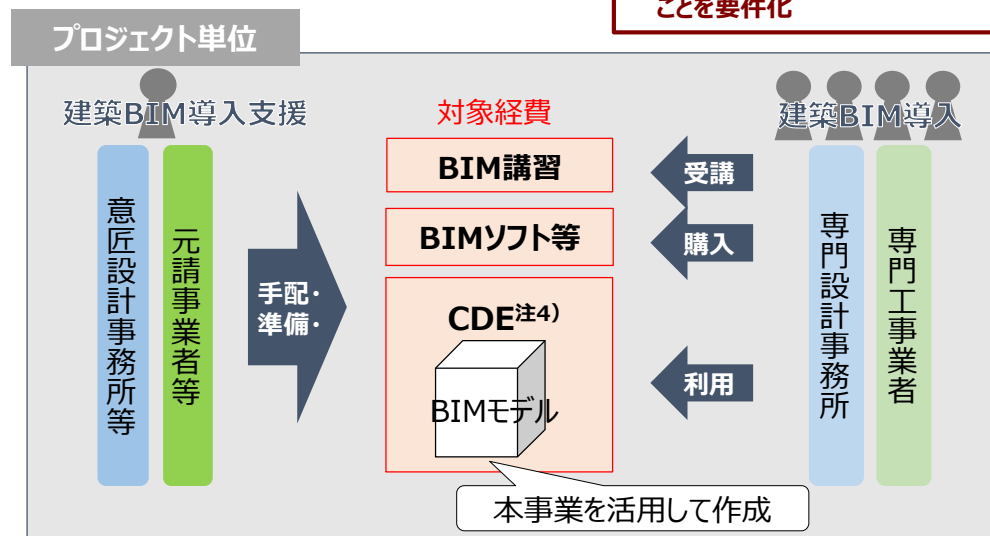
延べ面積	設計費	建設工事費
10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、 30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

● 補助要件

- 元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 本事業により建築BIMを活用する全事業者が「建築BIM活用事業者宣言」を行うこと（元請事業者等においては、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ^{注1)}を整備することを含む。）
- 大規模な^{注3)}新築プロジェクトにあつては、BIMモデルの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いるものであること
- 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
 - ▶公共的通路等の整備
 - ▶原則として土砂災害特別警戒区域外

【R5補正：補助要件の見直し】

- ①小規模なプロジェクトにも対象を拡充（階数要件、面積要件を廃止）
- ②改修プロジェクトにも対象を拡充
- ③大規模の新築プロジェクトについては、業務の効率化又は高度化に資するBIMの活用を行うことを要件化



注1) 維持管理の効率化に資するBIMデータの例：維持管理ソフトや不動産管理ソフト等にデータを受け渡し又は連携することを想定したIFCデータ^{注2)}
 PLATEAU上におけるLOD4（建物内で歩行空間が認識できるレベル）のオブジェクトの整備に資するIFCデータ 等

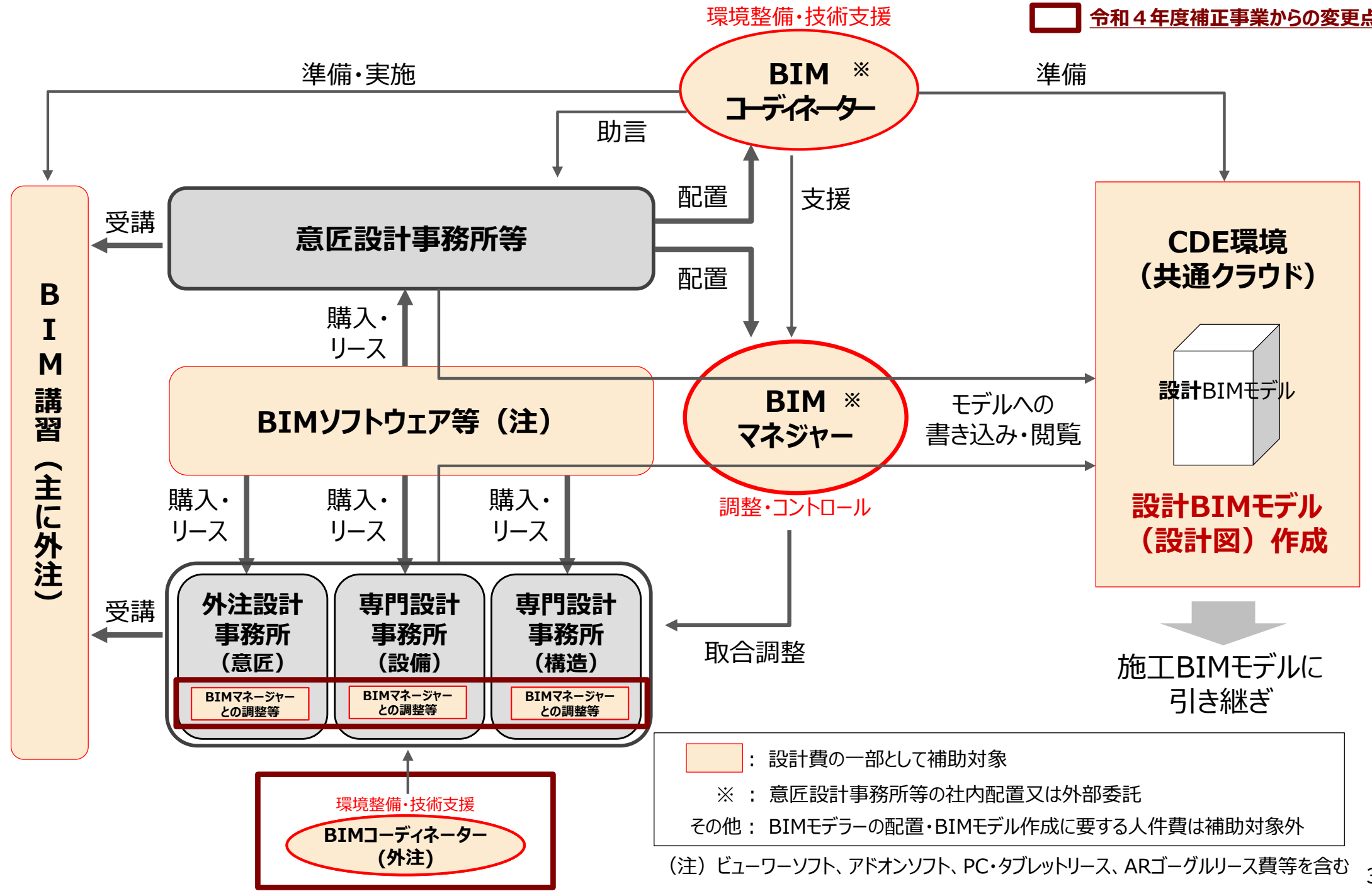
注2) IFC：BIMデータの中間ファイルフォーマットの一つ

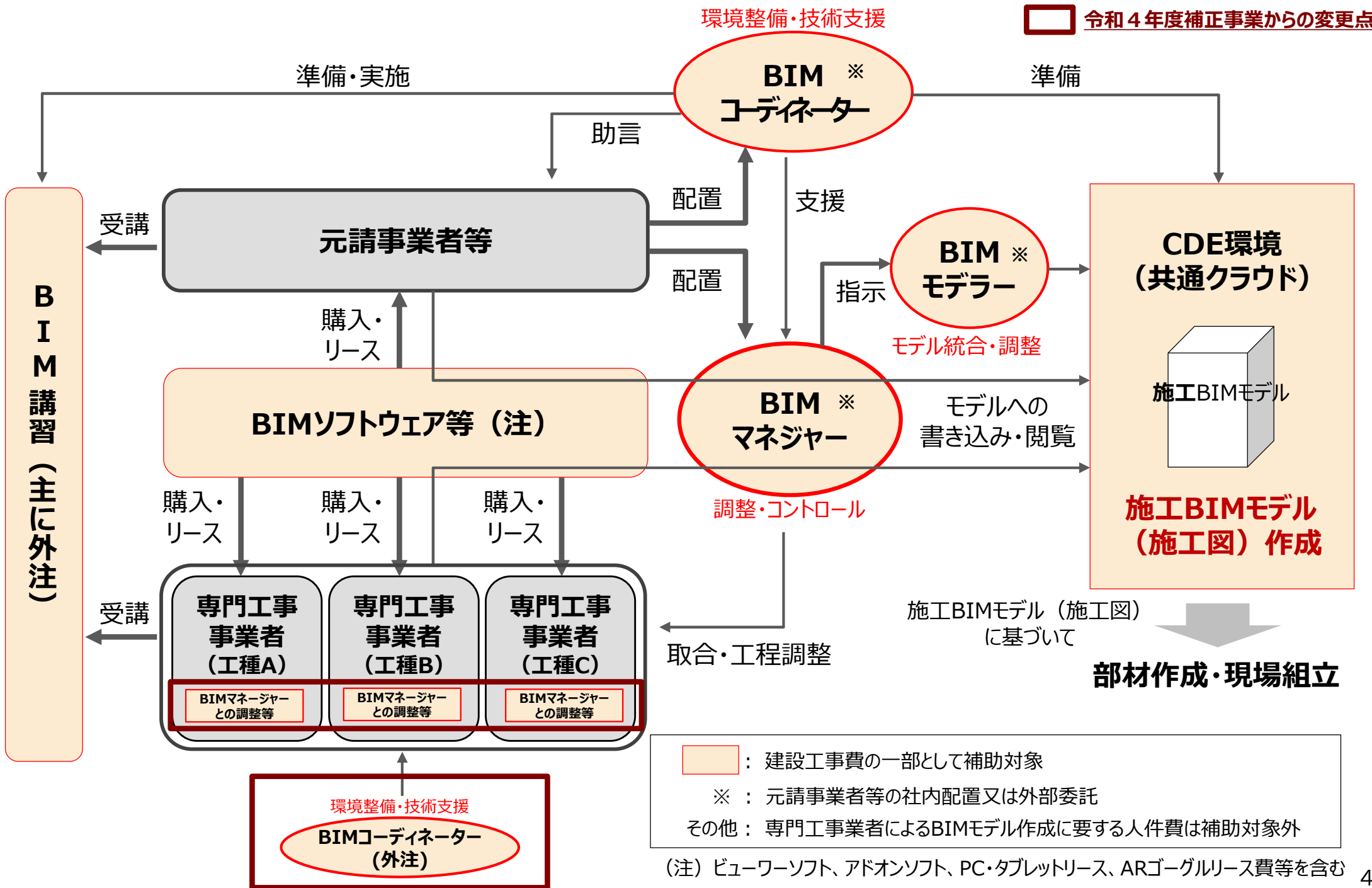
注3) 次のすべての条件を満たすこと：地区面積1,000㎡以上、延べ面積1,000㎡以上、地階を除く階数が3以上

注4) CDE：元請事業者等及び下請事業者等が、設計・施工情報を共有し受け渡すための手続きや環境をいう

令和4年度補正予算からの見直し事項

	見直し事項	内容
補助要件 見直し	① <u>小規模なプロジェクトにも対象を拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの実施に係る面積要件・階数要件※を廃止し規模によらず活用可能とする。 ※地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上かつ階数が3以上
	② <u>改修プロジェクトにも対象を拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> 新築プロジェクトに加え、既存建築物の改修に係るプロジェクトも新たに支援対象とする。
	③ <u>大規模な新築プロジェクトの要件付加</u>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な新築プロジェクト※は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことを要件化。 ※地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上かつ階数が3以上
運用改善	④ <u>協力事業者への支援の充実</u>	<ul style="list-style-type: none"> 協力事業者が、プロジェクトの実施に係る環境整備をBIMコーディネーターに直接委託する場合も1事業者当たり100万円を上限に支援対象とする。 協力事業者が実施するBIMモデル作成以外の、元請のBIMマネージャーとの調整等に要する費用も、1事業者当たり100万円を上限に支援とする。





令和4年度補正事業からの変更点

- BIM作成に取り組む元請事業者等（意匠設計事務所・ゼネコン等）を公募し、「代表事業者」として登録。
 - 準備が整ったプロジェクトから**交付申請**（予算額を超える場合は先着順） ※ R4年度補正予算で支援を受けたプロジェクトも対象（ただし、交付申請の開始時期に差を設ける）

【補助要件】

- ・元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること（2社以上が要件）
- ・全事業者が「建築BIM活用事業者宣言」を行うこと
- ・大規模な新築プロジェクトの場合は、BIMモデルの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いること
- ・次の要件に該当する建築物であること ▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合 ▶公共的通路等の整備 ▶原則として土砂災害特別警戒区域外

- **設計BIMモデル又は施工BIMモデル作成費を上限**として、設計費・建設工事費に対して補助。
 - 元請事業者等に加え、プロジェクトに参加する専門設計事務所又は専門工事業者がBIMモデル作成に要した以下の経費が対象。
 - 延べ面積別に補助上限あり。

階数要件、面積要件を廃止

- ・BIMライセンス等費（ソフトウェア費等）
- ・BIMコーディネーター等費（BIMコーディネーター、BIMマネージャー、BIM講習に係る費用）
- ・BIMモデラー費（施工BIMに限る）

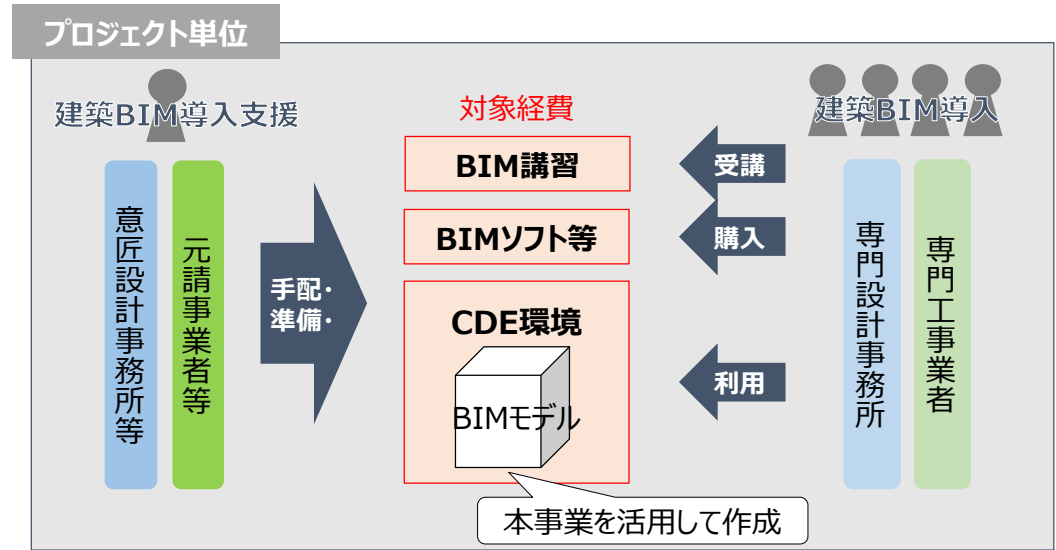
延べ面積	設計費	建設工事費
10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

※ R4年度補正予算で支援を受けたプロジェクトは、R4年度補正予算により支援を受けた費用を含む

- 書類提出は**代表事業者が取りまとめ**。
一方、交付決定や補助金支払いは、実際に費用を要した各事業者単位で処理。

※ 専門工事業者等が要したBIMライセンス費等に対する補助金は、**元請事業者等を通さずに事務事業者から直接支払い**。

- 完了実績報告までに作成した**設計BIMモデル又は施工BIMモデル**により出来高を確認。



令和4年度補正事業からの変更点

○対象となるBIMモデル作成費は、概ね以下の通り。

項目	含まれる経費
BIMライセンス等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMコーディネーター人件費・委託費 ※ 協力事業者が直接、BIM環境整備に係る業務を委託する場合の委託料（事業者あたり、上限100万円） ・BIMマネジャー人件費・委託費 ※ 元請のBIMマネジャーとの調整等に要する協力事業者の担当者の人件費（事業者あたり、上限100万円） ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費（施工BIMに限る）

○提出物は、概ね以下の通り。

登録	<ul style="list-style-type: none"> ✓代表事業者名 ※参考情報として、新築・既存の区分別にプロジェクト名と補助申請額の見込みも登録（変更可）
交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ✓プロジェクト諸元、補助対象事業者名、体制図 ✓作成するBIMモデルの種類 ✓BIMモデル作成に要する経費（補助申請額）
完了実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓設計BIMモデル又は施工BIMモデルのスクリーンショットを様式に貼付 ✓BIMモデル作成に要した経費の証拠書類 ✓大規模な建築物は、BIMの活用に関する要件に適合することを証明する書類 ✓建築BIM活用事業者宣言 <ul style="list-style-type: none"> ※本事業により建築BIMを活用した経験がある事業者のリスト(事務事業者が公開)に掲載します。 ※代表事業者となる元請事業者等(意匠設計事務所・ゼネコン等)については、対象プロジェクトについて維持管理の効率化に資するBIMデータ^注を作成することの宣言を含みます。

注 ・PLATEAU上におけるLOD4（建物内で歩行空間が認識できるレベル）のオブジェクトの整備に資するIFCデータ 等

- 令和6年1月より、代表事業者となる元請事業者等（設計事務所・ゼネコン等）を公募します。令和6年12月末までに「代表事業者」として登録し、準備が整ったプロジェクトから随時交付申請を行って下さい。
- 補助対象となるのは、代表事業者登録から事業者毎の設計・施工の業務の完了までの間に発生した費用（完了実績報告までに発生した費用）です。
- 完了実績報告までに作成した設計BIMモデル又は施工BIMモデルにより出来高を確認し、補助金を交付します。



※ 今般の補助要件の見直しのうち、①小規模なプロジェクトにも対象を拡充、②改修プロジェクトにも対象を拡充については、令和4年度補正予算においても、概ね1月中迄を目途に交付申請を受け付けますので、申請を行う場合は実施支援室に個別にご相談下さい。